

低所得妊婦の初回産科受診料支援事業のご案内



低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることを目的に、初回の産科受診料の公費負担を行います。原則、受診前に保健センターでの事前手続きが必要です。申請後、対象者の方に受診票をお渡ししますので、受診票を持って県内医療機関へ受診してください。

※県外医療機関や、既に受診した方はお問い合わせください。

対象者

- ・医療機関受診日において桐生市に住民票があり、住民税が非課税世帯または同等の所得水準にある方
- ・妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意する方

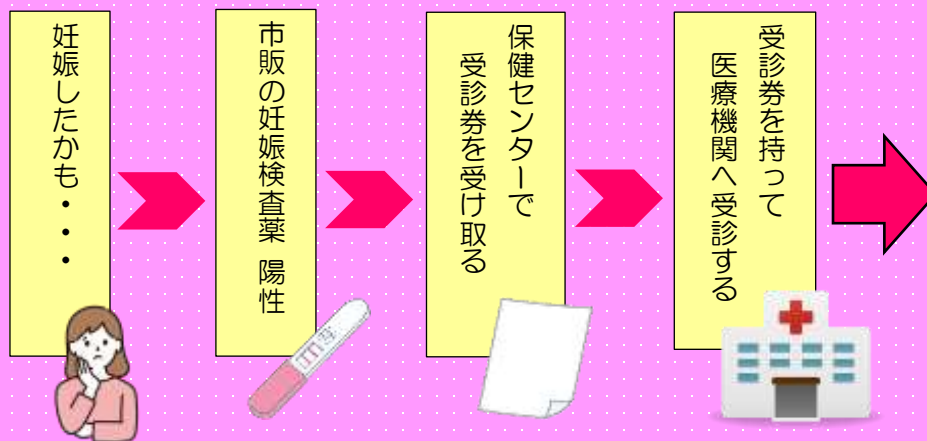
内 容

医療機関において実施する妊娠の判定に要する検査

助成金額

初回産科受診のみ上限額 10,000 円 まで助成

ご利用までの流れ（一般的な例）



妊娠が確定したら

妊娠届出書を保健センター（桐生市保健福祉会館、新里町・黒保根町保健センター）へ提出してください。

継続受診の場合

引き続き医療機関を受診してください。（自費になります。）妊娠が確定後、妊娠届出書を保健センターへ提出してください。

その他

ご不明な点は保健センターへご相談ください。

ご利用に関する問い合わせ先：

桐生市子育て相談課 母子保健係

桐生市保健福祉会館 0277-43-2003・2009

新里町保健文化センター 0277-74-5550

黒保根町保健センター 0277-96-2266